

## 一般の行政職員以外の職員に対する新人事制度の適用について

### 1 基本的考え方

一般の行政職員については、昨年12月の公務員制度改革大綱により、能力や業績を適正に評価した上で、真に能力本位で適材適所の人事配置を推進するとともに、能力・職責・業績を適切に反映したインセンティブに富んだ給与処遇を実現することを目的として、能力等級制度を基礎とする新人事制度を導入することとした。一般の行政職員以外の非現業職員（以下「各職種の職員」という。）についても、適材適所の人事配置やインセンティブに富んだ給与処遇が求められることは同様であり、公務全体として良質で効率的な行政サービスを一体となって提供していくため、各職種の職員についても能力等級制度を基礎とする新人事制度を導入することは適切かつ必要である。その際、それぞれの職種の特性等を十分踏まえて、弾力的な対応が可能となるような制度設計を行う。

### 2 能力等級制度

各職種の職員についても、一般の行政職員と同様の能力等級制度を導入する。

能力等級表は、現行の一般職給与法における俸給表の区分を踏まえ、共通の職務遂行能力基準による人事管理が可能であることを基本として職種ごとに設定する。各職種の能力等級表の等級構成は、現行の組織段階及び職制段階の実態を踏まえ、求められる職務遂行能力の内容・程度の相違、昇格による適切なインセンティブの付与及び弾力的な任用の必要性を考慮して設定する。能力等級表には、職種の実情に応じて組織区分（船舶に乗り組む職員については船舶に係る区分）を設けるものとし、組織区分を設定する場合は組織区分ごとの、組織区分を設定しない場合は共通の基本職位、代表職務、これらと能力等級との対応関係及び等級ごとの職務遂行能力基準を定める。

基本職位、代表職務、職務分類基準の具体的設定に当たっては、人事配置を阻害することのないよう、当該職種の実情に十分配慮する。

### 3 評価制度

各職種の職員についても、一般の行政職員と同様の評価制度を導入する。

定型的な業務の比重が高いなど目標設定が容易でない職種や、質的な均一性が強く求められる審査、検査等を行う職種、法令及び上司の命令の下で国民に対し直接的に公権力を行使する職種、同一業務に常に複数人で取

り組む必要がある職種等、業務量や処理件数等によって目標を設定することが適当でない職種については、実情に即した目標設定が可能となるよう、弾力的な制度設計を行う。

#### 4 人材育成等

各職種の職員についても、一般の行政職員と同様の人材育成を図る仕組みを整備する。定型的な業務に従事する職種については、各府省の人事管理者が組織、職務分野の性質、人事管理の実情等を考慮して弾力的に人材育成コースを設定することを可能とする制度設計を行う。

また、各職種の職員について、本府省幹部候補職員を集中的・計画的に育成する必要があるものについては、一般の行政職に係る枠組みと同様の幹部候補職員集中育成制度を導入する。

#### 5 その他の制度

各職種の職員に関する上記（2から4まで）以外の新人事制度の枠組みは、一般の行政職員の制度と同様とする。

## 参 考 資 料

### 各職種における能力等級表のイメージ（素案）

- ・ 行政職（二）
- ・ 専門行政職
- ・ 税務職
- ・ 公安職（一）
- ・ 公安職（二）
- ・ 海事職（一）
- ・ 海事職（二）
- ・ 教育職（一）
- ・ 教育職（四）
- ・ 研究職
- ・ 医療職（一）
- ・ 医療職（二）
- ・ 医療職（三）
- ・ 福祉職

注)

- \* 本資料は協議案を検討するために、現時点における各職種の能力等級表のイメージ（素案）を参考資料としてまとめたものであり、各職種の能力等級の等級数など能力等級表の構成については、引き続き検討していくこととする。
- \* 国立学校設置法上の機関については、独立行政法人化が検討されていることから、教育職（二）及び教育職（三）はこの資料の対象としていない。

能力等級表のイメージ（素案）

行政職（二）

現行の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
< 電話交換手（現行技（甲）） >						
能力等級	1 級		2 級	3 級		
基本職位						
代表職務	電話交換手			組長		
< 自動車運転手等（現行技（乙）） >						
能力等級	1 級	2 級	3 級		4 級	
基本職位						
代表職務	自動車運転手			車庫長	総括車庫長	
< 守衛、巡視（現行労（甲）） >						
能力等級	1 級	2 級	3 級			
基本職位						
代表職務	守衛、巡視			守衛長		
< 用務員等（現行労（乙）） >						
能力等級	1 級	2 級				
基本職位						
代表職務	用務員	主任				

注)

- \* 上記の各職種において、基本職位 に分類された係員級の職員について、基本職位 II への重複分類を認める方向で検討する。
- \* 本府省において極めて多数の守衛、巡視を統括、管理する総括守衛長（現行 6 級）の取扱いについて、現行の在職実態を踏まえて検討する。

能力等級表のイメージ（素案）

専門行政職

現行の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
< 検疫専門官・食品衛生監視員 >							
能力等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	
基本職位							
代表職務	検疫専門官・食品専門職			課長		センター長	
< 植物防疫官・家畜防疫官 >							
能力等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	
基本職位							
代表職務	植物防疫官・検疫員		次席植物防疫官・主任検疫官	統括植物防疫官		所長	
< 審査官・審判官 >							
能力等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	
基本職位							
代表職務	審査補助官	審査官		上席審査官・審判官	審査長・審判長		
< 航空交通管制官 >							
能力等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	
基本職位							
代表職務	航空管制官・航空管制技術官・航空管制通信官・航空管制情報官・航空管制運航情報官・航空衛星運用官		各主幹	各先任	事務所部長		

< 運航審査官・航空従事者試験官 >

能力等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
基本職位						
代表職務	運航審査官 航空従事者試験官			各前任		各首席

< 航空機検査官 >

能力等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
基本職位						
代表職務	航空機検査官			次席航空 機検査官	前任航空 機検査官	首席航空機 検査官

< 飛行検査官 >

能力等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
基本職位						
代表職務	飛行検査官				次席飛行 検査官	首席飛行 検査官

< 事故調査官 >

能力等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
基本職位						
代表職務	航空事故調査官 鉄道事故調査官				各次席	各首席

< 船舶検査官 >

能力等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
基本職位						
代表職務	船舶検査官			次席船舶 検査官	前任船舶 検査官	次席船舶検 査官(本省)

< 海技試験官 >

能力等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
基本職位						
代表職務	海技試験官				前任海技 試験官	首席海技 試験官

能力等級表のイメージ（素案）

税務職

現行の級		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	11級
能力等級		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	主な組織分類		
組織区分 A	基本職位									本庁		
	代表職務	係員		係長		課長補佐		課長				
組織区分 B	基本職位									国税局		
	代表職務	係員		係長		主査	総括主査	統括官	部長			
組織区分 C	基本職位									税務署		
	代表職務	係員		調査官	上席調査官	総括上席調査官	統括官	署長				

能力等級表のイメージ（素案）

公安職（一）

< 刑務官等（法務省） >

組織区分	現行の級	1級	2級	特2	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	11扱	主な組織の分類
	能力等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	11級		
組織区分 B	基本職位													矯正管区、矯正研修所 支所、大規模行刑施設
	代表職務	一般職員	矯正処遇官			主任矯正処遇官		統括矯正処遇官		首席	長・部長			
組織区分 C	基本職位													普通規模行刑施設、 大規模支所
	代表職務	一般職員	矯正処遇官			主任矯正処遇官		統括矯正処遇官		首席	長・部長			
組織区分 D	基本職位													普通規模支所
	代表職務	一般職員	矯正処遇官			主任矯正処遇官		統括	長					

【略記】首席：首席矯正処遇官 統括：統括矯正処遇官

< 入国警備官（法務省） >

組織区分	現行の級	1級	2級	特2	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	11扱	主な組織の分類
	能力等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	11級		
組織区分 B	基本職位													地方入国管理局、入国 者収容所
	代表職務	一般職員	入国警備専門官			上席入国警備専門官		統括入国警備官		首席	警備監理官			
組織区分 C	基本職位													地方入国管理局支局
	代表職務	一般職員	入国警備専門官			上席入国警備専門官		統括入国警備官		首席				
組織区分 D	基本職位													地方入国管理局出張 所
	代表職務	一般職員	入国警備専門官			上席入国警備専門官		統括						

【略記】首席：首席入国警備官 統括 統括入国警備官

< 警察官・皇宮護衛官（警察庁） >

組織区分	現行の級	1級	2級	特2	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	11扱	主な組織の分類
	能力等級	1級	2級		3級	4級		5級	6級	7級	8級	9級		
組織区分 A	基本職位													警察庁本庁
	代表職務	係員				係長			課長補佐		室長			
組織区分 B	基本職位													管区警察局、警察大学 校、皇宮警察本部等
	代表職務	係員			係長			課長補佐		課長		部長		
組織区分 C	基本職位													管区警察学校、護 衛所等
	代表職務	係員			係長			課長		副署長		署長		
組織区分 D	基本職位													地方警察官
	代表職務	署長												

能力等級表のイメージ（素案）

公安職（二）

現行の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	11級
< 検察事務官 >											
能力等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	主な組織分類		
組織区分A	基本職位							最高検察庁			
	代表職務	係員		係長		課長補佐		課長・室長			
組織区分B	基本職位							高等検察庁 大規模地方検察庁			
	代表職務	係員		係長		課長補佐	課長	事務局長			
組織区分C	基本職位							地方検察庁			
	代表職務	係員		係長		課長補佐	課長	事務局長			
< 公安調査官 >											
能力等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	主な組織分類		
組織区分A	基本職位							公安調査庁			
	代表職務	調査官		上席調査官		統括調査官		課長・室長			
組織区分B	基本職位							公安調査局			
	代表職務	調査官		上席調査官		統括調査官	主席調査官	部長			
組織区分C	基本職位							公安調査事務所			
	代表職務	調査官		上席調査官		主席調査官		機関の長			
< 法務教官等 >											
能力等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	主な職務分類		
組織区分B	基本職位							大規模少年院 大規模少年鑑別所			
	代表職務	係員		専門官		統括専門官	主席専門官	機関の長			
組織区分C	基本職位							少年院、少年鑑別所 婦人補導院			
	代表職務	係員		専門官		統括専門官	主席専門官	機関の長			
< 海上保安官（陸員） >											
能力等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	主な職務分類		
組織区分A	基本職位							海上保安庁			
	代表職務	係員		係長		課長補佐		課長・室長			
組織区分B	基本職位							管区海上保安本部 海上保安学校			
	代表職務	係員		係長		課長補佐	課長	部長			
組織区分C	基本職位							海上保安監部 海上保安部 等			
	代表職務	係員		係長		課長		機関の長			
組織区分D	基本職位							海上保安署、水路観測所、航路標識事務所			
	代表職務	係員		係長	課長		機関の長				
< 海上保安官（船員） >											
能力等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	主な船型分類		
組織区分A	基本職位							大型巡視船 等			
	代表職務	乗組員		主任士		首席士		科長	船長		
組織区分B	基本職位							中型巡視船 等			
	代表職務	乗組員		主任士	首席士	科長		船長			
組織区分C	基本職位							小型巡視船 等			
	代表職務	乗組員		主任士	科長	船長					
組織区分D	基本職位							大型巡視艇 等			
	代表職務	乗組員		主任士	船長						
組織区分E	基本職位							中小型巡視艇 等			
	代表職務	乗組員		船長							

\* 船型区分については、現行制度における公安職（二）級別標準職務表の備考欄に定める船型の区分を前提に、船型区分を設定する。

能力等級表のイメージ（素案）

海事職（一）

現行の級		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
能力等級		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
船舶 区分 A	基本職位							
	代表職務	三等航海士・三等機 関士・三等通信士・ 事務員		二等航海士・二等 機関士・二等通信 士・事務長		一等航海士・一等 機関士・通信長		船長・機 関長
船舶 区分 B	基本職位							
	代表職務	三等航海士・三等機 関士・三等通信士・ 事務員		二等航海士・二等 機関士・二等通信 士・事務長		一等航海 士・一等 機関士・ 通信長		船長・機 関長
船舶 区分 C	基本職位							
	代表職務	三等航海士・三等機 関士・三等通信士・ 事務員		二等航海 士・二等 機関士・ 二等通信 士・事務 長	一等航 海士・ 一等機 関士・ 通信長		船長・機 関長	
船舶 区分 D	基本職位							
	代表職務	三等航海 士・三等 機関士・ 三等通信 士・事務 長	二等航海 士・二等 機関士・ 二等通信 士	一等航海 士・一等 機関士・ 通信長	船長・ 機関長			

注)

\* 船舶区分については、現行制度における海事職（一）級別標準職務表の備考欄に定める船舶区分に応じ、船舶区分 A：大型船舶（一種）、船舶区分 B：大型船舶（二種）及び大型船舶（三種）、船舶区分 C：中型船舶（一種）、船舶区分 D：中型船舶（二種）とする。

能力等級表のイメージ（素案）

海事職（二）

現行の級		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
能力等級		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
船舶 区分 A	基本職位						
	代表職務	操舵手・操機手・司厨手・甲板員・ 機関員・司厨員			甲板次長 ・操機次 長・司厨 次長	甲板長・操機長・司厨 長	
船舶 区分 B	基本職位						
	代表職務	操舵手・操機手・司厨手 ・甲板員・機関員・司厨 員		甲板次長・操機次長・ 司厨次長		甲板長・ 操機長・ 司厨長	
船舶 区分 C	基本職位						
	代表職務	甲板員・機関員・司厨員		甲板長	船長・機 関長		

注)

- \* 船舶区分については、現行制度における海事職（二）級別標準職務表の備考欄に定める船舶区分に応じ、船舶区分A：大型船舶、船舶区分B：中型船舶、船舶区分C：小型船舶とする。

能力等級表のイメージ（素案）

教育職（一）

現行の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
能力等級		1 級	2 級	3 級	4 級
基本職位					
代表職務		助手	講師	助教授	教授

能力等級表のイメージ（素案）

教育職（四）

現行の級	2 級	
能力等級	1 級	2 級
基本職位		
代表職務	主任教官・教官	課長・教育主事

能力等級表のイメージ（素案）

研究職

現行の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
能力等級	1 級	2 級	3 級	4 級	
基本職位					
代表職務	研 究 員	主任研究員	室長（主任研究員）	部長（主任研究員）	

能力等級表のイメージ（素案）

医療職（一）

現行の級	1 級	2 級	3 級	4 級
能力等級	1 級	2 級	3 級	4 級
基本職位				
代表職務	医 師	医 長		所長・部長

能力等級表のイメージ（素案）

医療職（二）

現行の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
< 薬剤師 >								
能力等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
基本職位								
代表職務	薬剤師		主任薬剤師		薬剤部長			
< 臨床検査技師等 >								
能力等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級		
基本職位								
代表職務	臨床検査技師		主任 臨床検査技師		臨床検査技師長			

注)

- \* 臨床検査技師等には臨床検査技師のほか薬剤師以外の現行の医療職(二)適用職種を含む。

能力等級表のイメージ（素案）

医療職（三）

現行の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
能力等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
基本職位							
代表職務	准看護師	看護師	副看護師長	看護師長	副看護部長	看護部長	

能力等級表のイメージ（素案）

福祉職

現行の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
< 生活指導員等 >						
能力等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
基本職位						
代表職務	生活指導員	生活指導専門職		主任生活指導専門職	課長	
< 児童指導員等 >						
能力等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
基本職位						
代表職務	児童指導員	主任児童指導員		児童指導専門職	課長	
< 介護員 >						
能力等級	1 級	2 級				
基本職位						
代表職務	介護員	介護員長				
< 児童自立支援専門員等 >						
能力等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
基本職位						
代表職務	児童自立支援専門員		寮長		課長	

注)

- \* 生活指導員等には生活指導員のほか心理判定員、職能判定員及び職業指導員を、児童指導員等には児童指導員のほか保育士を、児童自立支援専門員等には児童自立支援専門員のほか児童生活支援員を含む。